



2021年6月16日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
(コード番号：9308 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
問 合 せ 先 執行役員コーポレートマネジメント担当
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

本日の日本経済新聞朝刊の報道について

本日の日本経済新聞朝刊において、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の招集手続に関し、「「違法状態」で運営されているとする判決」が下されたとの報道がなされましたが、東京地方裁判所の2021年4月8日付の判決（以下「本判決」といいます。）の内容は、後記の2021年5月13日付「当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づくアルファレオホールディングス合同会社に対する初回質問状への回答要請およびこれに対する回答受信のお知らせ」の「3. 本回答に関連する本判決の内容」のとおりであり、2021年4月8日付「株主総会決議取消訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、本判決において、本総会の招集手続に関する原告アルファレオホールディングス合同会社による取消請求はいずれも棄却されており、本総会における決議はいずれも有効なものとして維持されております。

[本判決の内容]

当社第100回定時株主総会の招集手続について、会社法施行規則第69条において、議決権行使書面の行使期限が原則として「株主総会直前の営業時間の終了時」と定められており、これと異なる特定の時を議決権行使書面の行使期限として定める場合には、同期限を招集通知を発した日から2週間を経過した日以後の日とする必要があるところ、当社第100回定時株主総会の招集通知を当社第100回定時株主総会の開催日である2020年6月19日の15日前である2020年6月4日に発送したため、当社の通常業務に係る営業時間の終了時である午後5時20分を議決権行使書面の行使期限として定める必要があり、仮にそれ以外の時を議決権行使書面の行使期限として定める場合、2020年6月19日以降の日を定める必要があったものの、議決権行使書面の行使期限を2020年6月18日午後5時と設定したことにより、招集通知を発した日から議決権行使書面の行使期限までの期間が2週間に満たない状況となってしまうことが、議決権行使書面の行使期限に関する法令違反（会社法第298条第1項第5号、同施行規則第63条第3号ロ違反）（以下「本瑕疵」といいます。）と認定されたものと認識しております。しかし、本瑕疵については、本判決において、「株主の書面による議決権行使に関する権利を制限するものであり、看過することはできないが、他方で、特定の時を定めなかった場合の議決権の行使期限は、被告の営業時間の終了時である午後5時20分であって、本件の行使期限（午後5時）から20分間伸長されるに過ぎず、株主の議決権行使に与える影響が大きいとまではいえないこと、また、午後5時をもって営業時間の終了とすることが我が国のビジネス慣習上広く見られることに照らし、瑕疵の程度が重大でない」と認められる。」とされており、本瑕疵が重大ではなくかつ決議に影響を及ぼさないものと認定された上で、裁判所の裁量によって取消請求が棄却されておりますので、本判決においても、本瑕疵は当社第100回定時株主総会における決議に影響を与えておらず、

当社株主の皆様のご意思が各承認決議に正しく反映されていることが認められたものと認識しております。

当社は、本判決を踏まえ、2021年6月23日開催予定の当社第101回定時株主総会の招集手続に関し、議決権行使書面の行使期限を株主総会直前の当社の通常業務に係る営業時間の終了時である同月22日午後5時20分に設定し、かつ、招集通知の発送につきましても、当該議決権行使期限の15日前である同月7日に実施することで、議決権行使書面の行使期限に関する法令（会社法298条1項5号、同施行規則63条3号ロ）を遵守した対応を行っており、今後も、議決権行使書面の行使期限について法令に準拠した運用を徹底して参ります。

また、本報道において、「アルファレオは控訴審で争う方針」との記載がありますが、判決言渡しを受けた2021年4月8日から69日を経過した本日において、当社は、未だ控訴状を受領しておりません。今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上